

長期継続契約を締結することができる契約に関する条例の運用要領

制定 平成 18 年（2006 年）12 月 22 日

改訂 平成 23 年（2011 年）5 月 9 日

（趣旨）

第 1 この要領は、宝塚市長期継続契約を締結することができる契約に関する条例（平成 18 年条例第 61 号。以下「条例」という。）に係る運用の基準等に関し、必要な事項を定める。

（条例第 2 条第 1 号関係）

第 2 対象契約は物品のリース契約（事業者が新たに物品を購入し、長期にわたって貸し付け、投資額を回収する契約をいう。以下同じ。）とする。

ただし、次のいずれかに該当する場合を含む。

- (1) 機器等の保守を含むリース契約
- (2) リースに付随して役務の提供を受ける契約
- (3) その他これに類するもの

※ 想定される契約の例

電子計算機・コピー機等の事務用機器類、車両類、家具・寝具類、ちゅう具類、計測機器類、写真光学機器類、医療機器類、試験実験機器類、諸機械類、その他リース契約されることが一般的な物品（これらをメンテナンスする契約が付随しているものを含む。）

（参考）対象契約にならないもの

- ・リース契約の定義に当てはまらないもの
（例）中古プレハブの仮設建物、観葉植物の借り入れなど
- ・耐用年数を経過したもの
（例）リース切れした物品の再リース

リース（ファイナンスリース）は一般の賃貸借やレンタルなどのように、既に貸し手側が持っているものから選んで借りるというのではなく、借り手側が選んだものをリース会社が代わって購入し、貸すものです。すなわち、機械設備を必要とする場合、購入資金を手当する（いわゆる金融）代わりに、リース会社がその機械設備を購入し、それを必要とする者に長期間賃貸（物融）し、通常 3～7 年のリース期間中に、その会社から代金相当（金利、諸税、保険料などを含んだもの）を回収することです。

2 契約期間は、対象物品について法定耐用年数（原価償却資産の耐用年数等に関する財務省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）に規定する耐用年数をいう。以下同じ。）等に基づき商慣習上定められるリース期間を原則とし、10 年を上限とする。ただし、商慣習上

等の理由により準備期間を必要とするものについては、当該期間を加えることができるものとする。この場合においても、10年を上限とする。

適正リース期間

リース税制では、次のとおり耐用年数を基準にして、賃貸借処理できるリース期間の下限と上限を定め、その範囲が「適正リース期間」となります。

リース期間の下限

耐用年数が10年未満の場合 耐用年数の70%（端数切捨て）

耐用年数が10年以上の場合 耐用年数の60%（端数切捨て）

リース期間の上限 耐用年数の120%（端数切上げ）

適正リース期間 = 耐用年数の70%（60%）～120%

[例]

耐用年数4年のパソコンの適正リース期間 = 2年～5年

（下限: $4 \text{年} \times 70\% = 2.8 \text{年} \approx 2 \text{年}$ 上限: $4 \text{年} \times 120\% = 4.8 \text{年} \approx 5 \text{年}$ ）

耐用年数12年の産業機械の適正リース期間 = 7年～15年

（下限: $12 \text{年} \times 60\% = 7.2 \text{年} \approx 7 \text{年}$ 上限: $12 \text{年} \times 120\% = 14.4 \text{年} \approx 15 \text{年}$ ）

耐用年数

耐用年数は、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」（耐用年数省令）の別表1～8に、資産の種類ごとに定められ、各別表において資産の細目と耐用年数が規定されています。

別表1 機械及び装置以外の有形減価償却資産の耐用年数表

（建物、建物附属設備、構築物、船舶、航空機、車両及び運搬具、工具、器具及び備品）

（※1）

別表2 機械及び装置の耐用年数表（※2）

別表3 無形減価償却資産の耐用年数表（※3）

別表4 生物の耐用年数表

別表5 汚水処理用減価償却資産の耐用年数表

別表6 ばい煙処理用減価償却資産の耐用年数表

別表7 農林業用減価償却資産の耐用年数表

別表8 開発研究用減価償却資産の耐用年数表（※3）

※1. コンピュータ、事務機器、医療機器等は「器具及び備品」に分類されます。

※2. あらゆる業種で使用される製造機械等の耐用年数が規定されています。

※3. ソフトウェアは別表3及び別表8に分類されます。

(条例第2条第2号関係)

第3 対象契約は、次の条件の全てを満たす契約とする。

- (1) 契約業者が業務を行うに当たり、その業務専用の機材等を用意するために相当の初期投資を必要とするもの
- (2) 複数年度で契約することにより、事業者にとって初期投資の回収が容易となり、入札参加がしやすくなり競争性の向上が期待でき、単年度当たりの契約金額の低減が見込めるもの

※ 想定される契約の例

機械警備業務、スクールバス（受託者が車両を準備）の運行業務その他の業務を遂行するために必要な設備等を備え、及び使用する必要がある業務であって、商慣習上1年を超える契約期間を設けることが一般的なもの

2 契約期間は、5年以内とする。ただし、商習慣上等の理由により準備期間を必要とするものについては、当該期間を加えることができるものとする。この場合においても、用意した業務専用機材の法定耐用年数を超えることはできない。なお、設定に当たっては、技術革新の状況、事業継続の目途、経済変動などを勘案して適切に行うこと。

(条例第2条第3号関係)

第4 対象契約は、次の条件の全てを満たす契約とする。

- (1) 毎年繰り返し、切れ目なく履行が行われるもの
- (2) 毎年4月1日に現に役務の提供を必要とするもの
- (3) 契約の適切な履行のために労働力確保、教育訓練期間などを要するもの

※想定される契約の例

①有人警備業務 ②庁舎の総合管理 ③情報処理業務 ④医療事務 ⑤入院患者や福祉施設の入所者及び通所者に対する給食 ⑤廃棄物収集 ⑥システム運用・保守

(参考) 対象契約にならないもの

・年間を通じて経常的、継続的でない、臨時的、政策的なもの

(例) 催事等の企画運営、システム開発、調査委託など

・必ずしも年度当初から提供を受ける必要がないもの

(例) ねずみ・害虫駆除、庁舎消毒、消防設備点検、浄化槽清掃の保安点検など

・契約の相手方の準備行為を要しないもの

(例) 法律相談業務委託

・地方自治法上の契約に該当しないもの

(例) 指定管理者の指定及びこれに基づく協定など

2 契約期間は、5年以内とする。ただし、商習慣上等の理由により準備期間を必要とするものについては、当該期間を加えることができるものとする。なお、設定に当たっては、技術革新の状況、事業継続の目途及び経済変動などを勘案して適切に行うこと。

(条例第2条第4号関係)

第5 対象契約は、次の条件の全てを満たす契約とする。

- (1) 毎年繰り返し、切れ目なく履行が行われるもの
- (2) 毎年4月1日に現に役務の提供を必要とするもの
- (3) 契約の適切な履行をするには、高度な技術や専門性等が必要なため、特名随意契約となるもの

※想定される契約の例

エレベータ、自動ドア等の機器、コンピュータシステム等の保守で、生産者やその特約店等でないと安全性や、履行の確保ができないものであって、緊急時の対応が契約内容とされるもの。

2 契約期間は、5年以内とする。ただし、商習慣上等の理由により準備期間を必要とするものについては、当該期間を加えることができるものとする。なお、設定に当たっては、技術革新の状況、事業継続の目途及び経済変動などを勘案して適切に行うこと。

(条例第2条第5号関係)

第6 対象契約は、次の条件の全てを満たす契約とする。

- (1) 毎年繰り返し、切れ目なく履行が行われるもの
- (2) 毎年4月1日に現に役務の提供を必要とするもの

※想定される契約の例

公の施設の管理に係る、清掃、受付等の業務で難度の低いものに係る委託契約
なお、公の施設の管理に係る、清掃、受付等であっても、契約を履行するための資材・機材の調達が必要なものは第2号を、労働力確保、教育訓練などに長期間を要するものは第3号を適用し運用するものとする。

2 契約期間は、5年以内とする。ただし、商習慣上等の理由により準備期間を必要とするものについては、当該期間を加えることができるものとする。なお、設定に当たっては、技術革新の状況、事業継続の目途及び経済変動などを勘案して適切に行うこと。

(事務手続)

第7 契約事務を行うに当たっては、次の事項に留意する。

(1) 執行予定額の算定等

ア 執行予定額

執行予定額には履行の始期の属する年度に係る執行予定額のほか、履行期間全体の金額とする。なお、準備期間中はリース対象物品又は役務の提供を受けないため、この間の費用支払いは生じない。

イ 契約方法の決定

契約期間全体の執行予定額で判断する。

ウ 執行の決定における専決区分

契約期間全体の執行予定総額で判断する。

エ 予定価格

執行予定総額で定める。ただし、これにより難しいときは、日額単価、作業1日若しくは1回当たりの単価又は作業量当たりの単価（例：1トン当たり単価、1枚当たり単価など）で定めることができる。

オ 入札・契約締結の時期

予算成立前にその入札・契約締結を行うことができるが、この場合にあってはその時期は予算措置の裏付けの観点から、当該契約に係る予算案議会送付後とする。ただし、準備期間が長期にわたり必要な場合等、予算案送付後では、適正な入札執行に支障がある場合は、財政課協議の上、入札・契約締結を行うことができる。

(2) 入札公告又は指名通知（見積り依頼書）

入札公告等には、準備期間を含めた賃借契約又は役務の提供を受ける全期間を記載するとともに、長期継続契約であることを明記する。当該契約の予算が確定していない場合は、入札公告又は指名通知（見積り依頼書）及び仕様書等に「解除条件付きの契約（予算議決前の準備行為として実施する入札（見積り合わせ）であるため、市議会で予算の減額、否決があったときは解除条件が成就し、入札（見積り合わせ）実施の効力を失う旨」であることを表記すること。

(3) 契約書

ア 契約書作成の要否

契約書作成の要否は、契約期間全体の金額で判断する。

イ 契約期間の表記方法

相手方の準備期間を含めた全期間を記載するとともに長期継続契約であることを明記する。

ウ 履行期間の表記方法

複数年度にわたり役務の提供を受ける全期間を表記する。

エ 契約金額の表記方法

①リース契約の契約金額は、複数年にわたる期間における契約金額の総額とする。但し、単価契約については、単価金額を記載することとする。

②業務委託契約の契約金額は、総額とし、各年度の支払額を契約書又は「委託料の支払いに関する特記事項」に明記するものとする。

オ 契約条項の特記事項

(ア) 履行期間の始期の属する年度にかかる予算の議決を条件として契約が成立する旨

(イ) 予算の減額等による契約の変更等があり得る旨

(ウ) 条例第2条第1号及び第2号の契約において、損害賠償条項が必要な場合は、その旨

《参考》

(予算の減額又は削減に伴う解除等)

第〇条 この契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3の規定による長期継続契約であるため、甲が乙に支払うべき金額について、翌年度以降において歳入歳出予算の当該金額について減額又は削除があった場合は、甲は当該契約を変更又は解除することができる。

2 乙が前項の規定による契約の変更又は解除により損害を受けることがあっても、甲は、その損害賠償の責めを負わないものとする。

条例第2条第1号及び第2号の契約の場合の第2項記載例

2 前項の規定による契約の変更又は解除により、乙に損害を与えたときは、甲は、その損害を賠償しなければならない。この場合の賠償額は、甲乙協議して定めるものとする。